平成２６年（フ）第７１号
福岡県宮若市鶴田1891番地44
債務者　石本　和美
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第２３７号
長野県安曇野市豊科4061番地１　レジデンス千野Ｇ―102
債務者　柳澤　勇二
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２４３号
長野県松本市石芝４丁目７番６号　ファミール石芝Ｂ―22
債務者　宮田あけみ（旧姓中元寺）
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第３２９号
岐阜県羽島市正木町三ツ柳130番地１
債務者　村里　美貴
1　決定年月日時　平成26年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第６１号
滋賀県長浜市十里町194番地　十里荘10号室
債務者　吉田　　毅
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第３２５号
奈良県天理市西長柄町375番地　マリアホーフ102
債務者　大仲　正也
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３５０号
奈良県大和郡山市朝日町４番９号　シティパレス21郡山Ｐ―Ⅰ304号
債務者　上田由美子
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２４８号
徳島県徳島市不動東町４丁目1533番地
債務者　上原さおり
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４０号
北海道苫小牧市桜木町３丁目19番１号
債務者　中川　真弓（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成26年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第３４号
福島県白河市高山161番地７　ウィンディアⅠ号棟101
債務者　松山　　薫
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２６年（フ）第８４２号
千葉県船橋市行田１丁目26番31―204号
債務者　宇津野國雄
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８４３号
千葉市船橋市行田１丁目26番31―204号
債務者　宇津野　昭
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８９１号
千葉県船橋市高根台３丁目２番202棟３号
債務者　朝倉美千代
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８９５号
千葉県八千代市下市場２丁目10番18―201号
債務者　田中小百合
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１６９９号
愛知県小牧市大字岩崎1020番地31
債務者　佐藤　一伸
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７３７号
愛知県碧南市塩浜町５丁目２番地１　スペクトル碧南707号
債務者　西原　千佳（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９１号
三重県鈴鹿市住吉４丁目15番30号　サンコーポ鈴鹿アパートＡ―８
債務者　エスキベル　クルサド　ロヘル　ウイリアム（ＥＳＱＵＩＶＥＬ　ＣＲＵＺＡＤＯ　ＲＯＧＥＲ　ＷＩＬＬＩＡＭ）
1　決定年月日時　平成26年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１９２号
三重県津市久居西鷹跡町498番地87
債務者　松村　定子
1　決定年月日時　平成26年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
津地方裁判所破産係